

6 月 教育長 教育行政報告

令和 7 年

- 5 月 28 日（水） 甲賀市指定無形文化財陶芸保持者の認定書交付
- 29 日（木） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 7 日）
忍びの里伊賀甲賀忍者協議会総会
- 30 日（金） 甲陽興産株式会社より図書の寄贈
- 31 日（土） 甲賀市水口スポーツの森リニューアル記念イベント
管理棟竣工式 サッカー・野球合同開会式
退職校長「鹿深会」総会・研修
子ども食堂フェスタ 2025
甲賀市ユースプラスフェスティバル
- 6 月 1 日（日） みなくち子どもの森 ササユリ鑑賞
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 100 日前
イベント
- 2 日（月） 部長会議
第 1 回人事にかかる学校訪問（第 8 日）
- 3 日（火） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 9 日）
- 4 日（水） 第 3 回甲賀市議会定例会 本会議（第 1 日）
- 6 日（金） 県教育長等へき地学校特別訪問（朝宮小学校）
一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会定時総会
- 7 日（土） 甲賀市立信楽小学校運動会
ニンニンン忍者 6 月キャンプ
- 8 日（日） 第 10 回うしかい田んぼアート
- 9 日（月） 第 1 回人事にかかる学校訪問（第 10 日）
日之出水道機器株式会社より寄附受領
- 10 日（火） 第 1 回甲賀市教育行政評価委員会
第 1 回甲賀市総合教育会議
第 9 回甲賀市教育委員会臨時会
第 9 回甲賀市教育委員会委員協議会
第 2 回いじめ問題対策委員会
- 11 日（水） 第 3 回校務運営等協議会
- 12 日（木） 第 3 回甲賀市議会定例会 本会議（第 2 日）

- 6月13日（金） 第3回甲賀市議会定例会 本会議（第3日）
- 14日（土） 第15回かふか21子ども未来会議子ども議員任命式
水口城跡御成橋改修工事竣工式
- 15日（日） わたSHIGA輝く国スポ・デモンストレーションスポーツ
ソフトバレーボール競技
甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議総会
- 16日（月） 第3回甲賀市議会定例会 本会議（第4日）
部長会議
- 17日（火） 第3回甲賀市議会定例会 本会議（第5日）
- 18日（水） 第3回甲賀市議会定例会 本会議（第6日）
- 20日（金） 人事評価制度に伴う校長当初面談（第1日）
- 22日（日） 第34回鈴鹿馬子唄全国大会
- 24日（火） 第10回甲賀市教育委員会定例会

令和 7 年度「甲賀市青少年活動安全誓いの日」条例に伴う

事業実施計画について

【はじめに】

平成 19 年（2007 年）7 月 31 日（火）、市教育委員会が実施した高知県四万十町の四万十川での野外体験講座において、参加された市内の小学生お二人の尊い生命を奪うという重大な事故を起こしました。市と市教育委員会では、このような重大事故を二度と起こさないよう、また事故を決して忘れることがないよう教訓としながら、子どもたちの成長にとって大切な青少年活動を安全に実施していくために、7 月 31 日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めています。

○甲賀市青少年活動安全誓いの日条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 30 号

平成 19 年 7 月 31 日、甲賀市教育委員会が実施した野外体験講座において、小学生二人の尊い生命を亡くす事故を招いたことは、将来にわたり有史に刻み込まなければならない。

甲賀市では、このことを教訓として再発防止の決意のもとに、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施し、もって健全育成に資することを誓い、この条例を定める。

（安全誓いの日）

第 1 条 毎年 7 月 31 日を甲賀市青少年活動安全誓いの日（以下「安全誓いの日」という。）と定める。

（事業）

第 2 条 市は、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、市民、市のあらゆる機関及び青少年活動実施団体と連携し、相互に協力して安全誓いの日に関する事業に取り組むものとする。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

事業実施計画

甲賀市青少年活動安全誓いの日条例の趣旨及び第2条の規定に基づき、野外活動をはじめとする青少年活動の安全に対して認識する機会として、安全誓いの日に関する事業に取り組むものとし、青少年活動指導者等を対象とした研修の場、市民への広報・啓発、市職員の安全な活動に対して認識する機会の3つを中心に取り組みます。

(1) 青少年活動指導者等を対象とした研修の場

青少年活動を実施する指導者等を対象に、青少年活動セミナーや研修会を開催します。

◆甲賀市青少年活動セミナーの開催

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者、青少年活動に関心のある青年など

日 時	内 容	場 所
講師・関係機関 と調整 (秋～冬期に 開催予定)	○甲賀市青少年活動団体合同研修会として実施 ・ 青少年活動の取り組みの事例や成果を報告 (活動団体、青年リーダー) ・ 基調講演またはワークショップ (外部講師)	あいこうか 市民ホール

※昨年度までの実施結果や経過を踏まえ、活動団体指導者等の交流の場、青年リーダーの育成の場としてより充実した内容とし、青少年活動を行なう指導者等が参加しやすい時期、曜日に設定して開催します。

※日程の調整は講師と行います。

◆自然体験活動に係るリーダーの育成

【参加対象者】 青少年活動団体の指導者、青年リーダー等

日 時	内 容	場 所
5月～12月	・ 実技研修 (危険予知トレーニング、野外調理、自然遊び、 ネイチャーゲーム、ライフジャケット体験、応急 処置など)	甲南青少年研 修センター、 甲賀 B&G 海洋 センター 他

※青少年活動団体の指導者に対しては、青少年自然活動指導員の派遣を行い各団体指導者等が希望する日時・場所・内容に応じて個別の指導・助言を行うとともに、自然体験活動の安全対策について説明及び啓発を実施します。

※青年リーダーに対しては、自然体験活動事業の事前研修として実施します。

(2) 市民への広報・啓発

市民に対して、7月31日の「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」の趣旨や意義を市広報紙やあいコムこうか音声放送等を通じて広報するとともに、書籍コーナー設置やハンドブック配布等、青少年活動の安全実施のための啓発を行います。

◆甲賀市青少年活動安全誓いの日条例及び青少年活動の安全実施のための
啓発及び広報活動

期間・時期	内 容
通年	○甲賀市ライフジャケット購入費補助金【新事業】 市民のライフジャケットの購入に対する経費の一部を補助します。(購入金額(税抜)の2分の1(上限4,000円)) ○甲南青少年研修センター、甲賀B&G海洋センターにて、ライフジャケット等野外活動備品の貸出 ○安全な自然体験活動実施のため、青少年自然活動指導員による派遣指導や年代ごとの自然体験活動の実施
7月13日(日) 16:00~18:00	親子で水辺の危険性を理解し事故を防止するための知識や技術を身につける機会として、『水辺の安全教室「ライフジャケット体験講座」』を開催します。 ・市教育委員会とB&G海洋センターの共催 ・水辺の活動安全学習・指導、ライフジャケット着用体験(試し泳ぎ)等
7月1日(火) ~7月31日(木)	7月31日の「甲賀市青少年活動安全誓いの日条例」の趣旨や意義を広報紙、市ホームページ、あいコムこうか音声放送、Facebook、LINE及び雨量情報表示盤等により呼びかけます。
7月1日(火) ~7月31日(木)	市役所、土山・甲賀・甲南・信楽地域市民センターに懸垂幕、のぼりを設置します。
7月1日(火) ~8月31日(日)	市内図書館、公民館及び甲南青少年研修センターに野外活動に関する書籍コーナーを設置します。また、読み聞かせ会実施の際に水辺の安全等を楽しく学べる絵本等を紹介します。
7月上旬	「夏休みセーフティーハンドブック~夏の自然体験活動を安全に!~」を市内小学校4年生児童に配布します。

(3)市職員の安全な活動に対して認識する機会

市職員に対し、7月31日に朝礼時の黙祷、市長からの訓示を実施するとともに、安全管理推進運動や研修の実施により安全な活動への取り組みについて再認識する機会とします。

◆朝礼時の市長による訓示、黙祷

日 時	内 容
7月31日(木) 8:25~	市の職員が安全への誓いと事故を風化させないという意識を高める機会として、野外活動をはじめとする青少年活動について、安全・安心かつ効果的に実施し、検証しながら今後の取組に活かすことを確認する日とします。 ・朝礼時の黙祷、市長による訓示(出先機関へは所属長から黙祷)

	実施を指示し、市長訓示の内容を伝達することとします)
--	----------------------------

※市役所内放送設備を用いて実施し、内容等詳細については協議して決定します。

◆安全管理推進事業の実施

期 間	内 容
7月31日(木)を中心とした時期	職員一人ひとりが安全意識を高め、事故を二度と起こさない体制づくりに努めます。 ・安全管理推進リーダーの選出 ・各職場における既存の危機管理個別マニュアルの点検・検証 ・安全管理推進リーダー研修及び各職場における安全管理研修の実施
6月中旬～7月夏休み前	青少年が活動する公園や野外活動施設における事故を未然に防ぐことを目的として、施設・設備、遊具等に不備がないか、一斉点検を実施します。 ・青少年活動施設一斉安全点検

※詳細については危機管理課より案内されます。

◆職員への啓発事業

日 時	内 容
4月3日(木) 13:10～14:40	○新規採用職員(独自)研修[人事課所管研修として実施] 「甲賀市青少年活動安全誓いの日について～命の大切さについて考える～」とし、市職員として認識すべき「甲賀市青少年活動安全誓いの日」及び「四万十川における水難事故」について説明を行い、事故起こした当事者としての自覚と、事故を風化させないよう、市民の安全・安心を守る自覚を含め自分事として捉えるよう促す機会とします。
5月20日(火) 13:30～15:00	○水辺の安全指導者講習会 市内小中学校教諭を対象に、水辺の危険性を理解し事故を未然防止するための知識や技術を身につける講習として、『水辺の安全指導者講習会』を実施します。講習を受けた教諭は各学校での授業を通じ、生徒へ水辺の安全教育を実施します。
7月31日(木)を中心とした時期	様々な事故を想定した事業計画やチェック体制の構築など、部局長を中心に、事業執行安全管理体制や効果的な安全対策について、検証を行うよう促します。

水辺での安心・安全な活動のために



甲賀市 ライフジャケット購入費補助金 始まりました！

この度、甲賀市では青少年活動安全誓いの日条例に基づき、水辺における事故から市民を守り、安全に活動いただくための補助金を創設しました。

内 容

ライフジャケット購入に対する費用の一部を補助します
(令和7年4月1日以降に購入したものが対象です)

対 象

甲賀市に住民登録がある方(ただし、市税の滞納のない方)

補助率

ライフジャケット購入金額(税抜)の2分の1(上限4,000円)
(1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとなります)

申請方法

申請書(様式1号及び様式2号)にライフジャケットの購入に係る領収書を添付し、社会教育スポーツ課に提出してください

申請書は甲賀市HP(右記QR)からダウンロードできます ▶▶▶



その他

予算がなくなり次第、終了します
詳しくは社会教育スポーツ課でお問い合わせください

問
い
合
わ
せ
先



甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課

電話番号 0748-69-2248

FAX 0748-69-2293

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地



夏の水遊びを安全に楽しむために！

水辺の安全教室 ライフジャケット 体験講座

参加費
無料

日 程

2025 年 7 月 13 日 (日)

時 間

16 : 00 ~ 18 : 00 〈受付開始 15:30〉

場 所

甲賀市甲賀 B&G 海洋センター
〈滋賀県甲賀市甲賀町鳥居野 1037-1〉

対 象

市内在住の小学校 3 年生～6 年生【先着 20 名】

申 込 方 法

下記フォームよりお申込みください
〈<https://logoform.jp/f/YP5DT>〉



受付期間は
6月 1日
(日)
AM 9:00 から
6月 18日
(水)
まで！



【主催・問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
TEL 0748-69-2248 FAX 0748-69-2293

【共催】

甲賀市甲賀 B&G 海洋センター
甲賀市甲南 B & G 海洋センター

水辺の安全教室 ライフジャケット体験講座

教室内容



STEP 1

かみしばい あんぜん まな
紙芝居で安全を学ぶ!

クイズ形式の紙芝居で水辺の安全を学びます。
水辺に潜む危険や事故にあった場合の対処法
「セルフレスキュー」をこの夏に向けて学びましょう!

STEP 2

みず なか あんぜん まな
水の中で安全を学ぶ!

ライフジャケットの効果を学んだり、実際に着用して
水に沈まない浮き方を学んだり、いろいろな体験を
してみませんか? 他にもペットボトル浮きや着衣泳
などにも取り組みます!



STEP 3

たの まな
SUP ボードで楽しさを学ぶ!

琵琶湖でも大人気なアクティビティ、
SUP「スタンド アップ パドルボード」を体験!
簡単なプログラムなので初心者でも安心して
取り組んでいただけます。



当日の持ち物

☐水着 ☐T シャツ・短パン(着衣泳用) ☐水泳帽 ☐ゴーグル ☐飲み物(フタ付き)

注意事項

- ・水の中での活動がありますので、水が苦手な方は参加をお控えください。
- ・体調不良の場合は教室に参加することができません。
- ・教室に保護者の方は参加できませんが、見学することは可能です。
- ・教室中の事故については、主催者側で応急処置は行いますが、その後の責任は負いません。
ただし、主催者側でレクリエーション保険に加入します。(参加者に費用は掛かりません)



【主催・問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
TEL 0748-69-2248 FAX 0748-69-2293

【共催】

甲賀市甲賀 B&G 海洋センター
甲賀市甲南 B & G 海洋センター

【申込先】



<https://logoform.jp/f/YP5DT>

議案第 5 0 号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

甲賀市学校給食センター条例（平成16年条例第155号）第5条第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 5 0 号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで)

	氏 名	委 員 の 構 成	備 考
1	今村 昌代	関係 P T A の代表者 (2 号)	貴生川小学校
2	吉永 舞	関係 P T A の代表者 (2 号)	土山中学校
3	片岡 直子	関係 P T A の代表者 (2 号)	大原小学校
4	津川 智子	関係 P T A の代表者 (2 号)	甲南中部小学校
5	福西 勇人	関係 P T A の代表者 (2 号)	信楽中学校

【参考資料】

甲賀市学校給食センター条例

(運営委員会)

第5条 教育委員会の諮問に応じて給食センターの適正かつ円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(略)

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係学校長の代表者
- (2) 関係PTAの代表者
- (3) 保健所長
- (4) 学校医の代表者
- (5) 教育委員会が指名する職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 5 1 号

甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市文化のまちづくり審議会委員の委嘱について

甲賀市文化芸術振興条例（令和6年12月27日甲賀市条例第34号）第11条第5項の規定に基づき、甲賀市文化のまちづくり審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市文化のまちづくり審議会委員

(任期:令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	今西 早代子	市民、学識経験者	
2	梅本 宏	市民、学識経験者	
3	原 瑞世	市民、学識経験者	
4	野崎 勇次	市民、学識経験者	
5	黒田 紀美代	市民、学識経験者	
6	瀬古 祐嗣	市民、学識経験者	
7	大野 正雄	市民、学識経験者	
8	河尻 俊一	市民、学識経験者	
9	比留川 洋平	市民、学識経験者	
1 0	今野 朋子	市民、学識経験者	
1 1	山下 梨絵	市民、その他教育委員会が適当と認める者	
1 2	蚊野 千尋	市民、その他教育委員会が適当と認める者	

【参考資料】

甲賀市文化芸術振興条例

（甲賀市文化のまちづくり審議会の設置）

第 11 条 文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するため、法第 37 条の規定により、甲賀市文化のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （１） 市民
- （２） 学識経験者
- （３） 公募により選出された者
- （４） その他教育委員会が適当と認める者